　第７２号議案

　　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１０月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長職務代理者

　　　　　　　　　　　　　　　品川区副区長　　桑　　村　　正　　敏

　　　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

　職員の育児休業等に関する条例（平成４年品川区条例第６号）の一部を次のように改正する。

　第２条第２号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

　⑶　職員の定年等に関する条例第９条の規定により同条第１項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

　第７条中「、次に掲げる」を「、第２条第１号から第３号までに規定する」に改め、同条各号を削る。

　第１４条第２号中「第２８条の５第１項または第２８条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第２２条の４第１項または第２２条の５第１項の規定により採用された」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第６条第１項もしくは第２項または附則第７条第１項もしくは第３項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項または第２２条の５第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

　（説明）職員の定年引上げ等に伴い、育児休業等をすることができる職員を見直す必要がある。